

事項	計画の概要	推進状況
第3部 発展基盤の整備 第9章 環境と調和した活力ある経済社会の構築 第1節 21世紀に向けた企業行動への変革 (企業と企業の関係の見直し)	(2)公正で透明な取引環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「証券取引法」の改正(4.7.20施行)。 (第Ⅲ編第13章第4節1.(2)参照) ○ 「独占禁止法」の改正(5.1.15施行)。 (第1部第5章第3節参照) ○ 有価証券報告書等における企業情報の一層の充実を図るため、開示省令等改正(5.4.1施行)。 新たに配当政策、主要な経営指標等の推移等及び企業集団の研究開発活動状況の開示を求めるもの。 連結財務諸表制度の一層の充実を図るため、連結決算の対象となる子会社の範囲を拡大するとともに、①会計監査の対象(5/4以降)、②国内、在外の営業損益の開示(6/4以降)、③セグメント別の資産等の開示(7/4決算)、④地域別セグメント情報の開示(9/4以降)等セグメント情報を段階的に充実。 ○ 競争政策の新たな展開(5年度総合経済対策) 5年度総合経済対策において、①審査体制の一層の整備等からなるカルテル規制の強化、②企業の事業再構築のための環境整備の観点からの合併等に関する事務処理基準の明確化の検討、③新規事業育成のための環境整備の観点からのベンチャーキャピタルの許容される活動範囲についての明確化の検討などを決定。 ○ 競争政策の積極的展開(対外経済改革要綱) ・公正かつ自由な競争を一層促進することにより我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするため、①独占禁止法の厳正な運用、②公正取引委員会の審査体制の強化、③談合防止のための「入札ガイドライン」の策定等、④「事業者団体ガイドライン」の改定、⑤適用除外制度を原則廃止する観点からの見直し、⑥景品規制の見直し・明確化、⑦取引慣行の調査等の競争政策の積極的展開を図ることを決定。 ・内外価格差調査の充実・実施を決定。

事項	計画の概要	推進状況
<p>第2節 活力ある産業社会の構築</p>	<p>(3)企業の外部チェック機能の強化</p> <p>(4)企業活動の成果の社会への還元</p> <p>(5)海外現地社会と融和した企業活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「建設業法」の改正 (6.6.29公布) 建設業者の資質の向上、請負契約の適正化及び建設工事とりわけ公共工事の適正な施工の確保を図る観点から①不良不適格業者の排除を徹底するための建設業者等の許可要件の強化、②公共工事を施工しようとする建設業者に対する経営事項審査の義務付け及び申請書等への虚偽の記載等についての罰則の創設、③特定建設業者に施工体制台帳等の作成を義務付け、公共工事の現場に設置しなければならない監理技術者の専任性を徹底するための資格証の交付、④都道府県知事に他の許可行政庁の許可を受けた建設業者の管轄区域内の営業に関する指示、営業停止処分を行えること、各種の罰金の引上げなど所要の改正を行う「建設業法の一部を改正する法律」が公布された。 ○ 「商法」の改正 (5.10.1施行) 平成5年の商法改正により、大会社に対して①監査役を3人以上に増員、②社外監査役の導入、③監査役会制度の導入などを義務づけた。 ◎ 個人生活重視社会推進費 企業中心社会から個人生活重視社会への移行が経済社会へ及ぼす影響の調査、及び個人生活重視社会への移行のための国民意識啓発運動の推進。 平成5年度予算 11百万円 平成6年度予算 11百万円 ◎ 日系企業現地活動円滑化事業の開始 (4年度一) JETROの事業の一環として平成4年度より海外で活動する日系企業の現地貢献活動を支援するために、本事業を開始。 ○ 「第7次雇用対策基本計画」の策定(4.7.10閣議決定) (第4章第1節参照) ○ 「経済審議会産業構造検討委員会」報告 (5.10.1) 急激な円高の進展などの産業を取り巻く環境の変化の中で、生活者のニーズの変化、国際化の進展などの側面から産業構造の変化を踏まえ、新規参入の活性化、産業・雇用の高度化を図りつつ、産業の新たなフロンティアの開拓の推進を提言。

事項	計画の概要	推進状況
<p>1. 産業の高度化の推進 (新規産業の創出と情報化の促進)</p>	<p>(1)新規産業の創出</p> <p>(2)情報化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備投資減税の実施 (5.10.1実施、5年度緊急経済対策) 流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、151設備を中小企業等基盤強化税制、中小企業新技術体化投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び基盤技術研究開発促進税制の対象に追加。 ○ 公的規制の緩和等の決定 (5年度緊急経済対策) (第1部第5章第3節(3)参照) ○ 新規産業創出の促進と発展への支援 (5年度総合経済対策) 新分野展開を支援するため、融資制度の創設をはじめとした各般の施策を決定。 ○ 電気通信技術審議会答申「21世紀を展望したデジタル映像技術の在り方について」(5.1.25) 映像の高度化に対するニーズの高まり、ネットワークのデジタル化・広帯域化、デジタル技術の発達を背景として、今後の映像技術の発展方向、デジタル映像技術に関する規格の統合化、研究開発の推進方策について提言。 ○ 「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律」(5.8.1 施行) (第4章第4節3.(3)参照) ○ 電気通信審議会答申「21世紀の知的社会への改革に向けて—情報通信基盤整備プログラム—」(6.5.31) (第11章第1節2.(6)参照) ○ 産業構造審議会情報産業部会報告(5.6.14) 情報化の意義、我が国の産業分野、公共分野、家庭分野における情報化の現状について示し、情報化推進のための政策課題を提言。

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ● 「高度情報化プログラム」(産業構造審議会情報産業部会了承)(6.5.19) 産業構造審議会情報産業部会報告(5.6.14)を踏まえ、高度情報化社会の具体的な姿と、5年度補正予算及び6年度予算を活用した研究、教育、行政、医療・福祉、図書館等の公的分野の情報化の具体的な進め方などアプリケーション面を中心にした高度情報化実現のための方策を提言。 ○ 特定研究開発基盤施設に関する支援 (第11章第1節2.(6)参照) ● 「電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律」(6.6.29 施行) サービス選択の幅の拡大による利用者利便の向上を図るため、外国衛生通信事業者が我が国の国際通信分野へ参入できるよう第一種電気通信事業に係る通信事業に係る外資規制を緩和。 ○ 新世代通信網パイロットモデル事業に対する支援 (5年度新総合経済対策) 通信と放送の融合サービスに関する実験を行う事業に対して補助金を交付。 平成5年度予算 20億円 ○ 広帯域デジタル無線通信システム研究開発施設の整備 (5年度総合経済対策) 画像伝達や高速データ伝送等が可能な広帯域デジタル移動通信システム及びB-I SDNと整合性のあるデジタル無線アクセスシステムの研究・開発を行うための施設を設備するため、通信・放送機構に対して出資を実施。 平成5年度予算 1,560百万円 ○ 高度映像通信利用技術研究開発施設の整備 (5年度総合経済対策) B-I SDNを利用するアプリケーションに必要な共通的、基盤的技術の研究開発施設を整備するため、通信・放送機構に対して出資を実施。 平成5年度予算 50億円

事項	計画の概要	推進状況
	(3)中小企業の積極的事業展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の構造改革のための設備投資促進（4年度総合経済対策） 中小企業の時短促進のための省力化、環境対応、流通対策等の構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化助成制度を通じた低利融資制度の創設並びに中小企業事業団の高度化融資事業を前倒し実施。 平成4年度融資枠 12,000億円の内数 ○ 中小企業時短促進緊急特別貸付の創設（4年度総合経済対策） （第4章第1節1.（1）参照） ○ 設備投資減税の実施（4.10.1実施、4年度総合経済対策） 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用等に資する設備（合計130設備）を中小企業新技術体化投資促進税制（いわゆるメカトロ税制）などの現行投資促進税制の対象として追加。 ○ 中小企業流通業務効率化促進法の制定（4.10.1施行） 中小企業者が共同して行う物流の効率化措置を促進するため、中小企業を構成員とする事業協同組合等が行う流通業務効率化事業（共同配送センターを整備して行う共同配送等）に対し、共同利用施設を取得する際の特別償却制度、中小企業事業団等による金融支援等の援助の実施。 ○ 設備投資減税等の実施（5.7.1施行、5年度新総合経済対策） 中小企業の活性化に資する観点から、中小企業の設備投資促進のために中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充し、「中小企業機械投資促進税制」とするほか、新たに「高度省力化投資促進税制」を創設し特に中小企業者について特別償却率及び税額控除率の割増を行うとともに、中小企業事業団の高度化融資事業を前倒し実施。

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」：中小企業新分野進出等円滑化法（略称）の制定（5.11.25 施行、5年度緊急経済対策） 5年度緊急経済対策に基づき、近時の急激な円高の進行を契機として中小企業者が行う新分野進出や海外展開等の対応を円滑にするため、6年度から①新分野進出等のための技術開発等を支援する補助金の創設、②中小企業金融公庫等による新分野進出や海外展開に必要な資金の低利融資、③新分野進出や新商品開発等のために取得する設備に対する特別償却制度等の適用などの各種援助を実施するための法律を制定。</p> <p>○ 中小企業新分野進出等円滑化貸付制度の創設（5年度緊急経済対策） 「中小企業新分野進出等円滑化法」に基づき、近年における経済の多様かつ構造的な変化に対応するために中小企業者が行う新分野への事業進出及び海外での直接投資の円滑化を図るための低利融資制度を政府関係中小企業金融機関に創設。 融資枠：平成5年度より5年間で5,000億円</p> <p>● 「中小企業新分野進出等円滑化法」に基づく設備投資減税、試験関連税制及び欠損金の繰戻し還付の特例措置（5年度総合経済対策） 「中小企業新分野進出等円滑化法」に基づき、①同法に規定する特別中小企業者が承認計画に従って新分野進出等のため取得する機械装置についての特別償却制度又は税額控除制度、②承認計画を実施する組合等の試験研究関連税制の適用対象への追加、③特定中小企業者の欠損金について当該欠損金が生じた事業年度前1年間の法人税の繰戻し還付、などを平成6年度税制改正において措置。</p> <p>● 中小企業新分野進出事業費補助金の創設 「中小企業新分野進出等円滑化法」に基づき、同法に基づく計画の承認を受けた中小企業者が行う新分野進出のための技術開発、市場調査等に必要な経費を補助するための補助金を創設。 平成6年度補助金要求額 253億円</p> <p>○ 設備投資減税の実施（5年度総合経済対策） 5年度総合経済対策に基づき、平成6年度税制改正において「中小企業機械投資促進税制」及び「高度省力化投資促進税制」の適用期限を平成6年12月31日まで延長。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新事業育成貸付制度の創設（5年度総合経済対策） 5年度総合経済対策に基づき、新たな技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、我が国の産業の活性化に資する企業に育っていく資質を有する中小企業者であって、事業実績が乏しい等のための資金調達に苦慮しているものに対して貸付の一部を無担保でも行いえる融資制度を中小企業金融公庫に創設。 平成5年度及び6年度融資枠合計 100億円 ○ 中小企業成長支援特別貸付制度の創設（5年度総合経済対策） 5年度総合経済対策に基づき、中小企業者の労働力の確保と長期的な企業体質の強化を図ることを目的とするために、人材を確保しつつ事業の拡大を行う中小企業を支援するため、低利融資制度を国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等に創設。 平成5年度及び6年度融資枠合計 2,000億円 ○ 商店街の活性化の推進（5年度総合経済対策） 5年度総合経済対策に基づき、中小企業流通対策としてオープンスペースと個店集積体を建設し商店街を活性化する事業（商店街パティオ事業）を新たに中小企業事業団の特定高度化融資事業（無利子貸付）に追加。 平成5年度融資枠 818億円の内数 平成6年度融資予定枠 630億円の内数 ○ 中小流通業の発展基盤の整備（5年度総合経済対策） 5年度総合経済対策に基づき、販売促進を図るための人材確保を通じて中小流通業の発展基盤の一層の整備を行うため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小流通業発展基盤整備特別貸付について資金使途の追加を行った。

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(4)合理化・省力化・省エネルギー化の推進</p> <p>(5)建設業、流通業、運輸業及びサービス業部門の生産性の向上等</p>	<p>◎ 省力化設備投資促進融資制度の創設 (4.5.1 施行) 労働時間の短縮等を推進するため積極的に省力化設備投資を行う事業者に対して、長期・低利な資金を融資する制度を創設。 4年度融資枠 5年度融資枠 6年度融資枠</p> <p>日本開発銀行(国際化・産業構造調整枠)880億円の内数 1,350億円の内数 1,560億円の内数 北海道東北開発公庫(特別枠) 600億円の内数 720億円の内数 750億円の内数</p> <p>○ 省力化設備投資促進融資制度の拡充 (4.9.1 施行) (4年度総合経済対策) 金利の引き下げを実施。</p> <p>○ 省力化設備投資促進融資制度の拡充 (5.5.18施行) (5年度新総合経済対策) 融資対象設備を追加。</p> <p>◎ エネルギー使用合理化関係技術実用化開発費補助金の創設 (5年度) 民間企業等が行うエネルギー使用合理化関係技術の実用化開発に対し、開発費の一部を補助。 平成5年度予算 1,306 百万円 平成6年度予算 1,729 百万円</p> <p>○ 中央建設業審議会答申・建議「建設業における技術開発と生産性の向上について」(5.3.8) 建設技術の開発及び普及、発注・設計から施工に至る過程での対応、人材の確保・育成、中小企業の振興・育成、生産性に関する指標の整備のための種々の施策を提言。</p> <p>○ 物流の効率化 物流の効率化を図るため、①「物流合理化ガイドライン」の策定・周知(4.6)及び「物流コスト算定活用マニュアル」の開発(4.6)・普及を通じた物流に係る取引慣行の是正、②「中小企業流通業務効率化促進法」の施行(4.10.1)による中小企業の物流効率化の推進、③物流分野へのEDI(電子データ交換)導入に向けた研究・開発、パレットサイズを中心とした物流関係機材のJIS規格の体系化等の情報化・標準化の推進等の施策を実施中。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 流通業務市街地の整備に関する法律の改正 (5.5.26公布) 広域物流拠点の整備による効率的な物流ネットワークの構築を目的として流通業務市街地整備の対象都市の拡大、流通業務効率化基盤整備事業に対する支援措置の創設等所要の改正を実施。</p> <p>○ 流通業務効率化基盤整備事業に対する低利融資の創設 (5年度) 平成5年度融資枠 平成6年度融資枠</p> <p>日本開発銀行 (都市開発枠) 2,600 億円の内数 2,730 億円の内数 (流通効率化・食品安定供給枠) 320 億円の内数 445 億円の内数 (地方開発枠) 2,280 億円の内数 2,380 億円の内数</p> <p>北海道東北開発公庫 (特別枠) 720 億円の内数 750 億円の内数</p> <p>◎ 道路審議会中間報告答申「物流の高度化への対応について」(5.7.23) 車両大型化への対応、広域物流ネットワークの構築と広域物流拠点の整備、端末における物流効率の向上と駐停車施設の整備・活用、新たな物流システムの開発等の種々の施策を提言</p> <p>◎ ロジスティクス高度化に関するモデル地区調査 広域物流拠点の整備に向けて、物流の現状、拠点の整備手法、拠点の整備効果等を調査するモデル地区調査の実施。</p> <p>○ 流通業務効率化基盤整備事業に対する産業基盤整備基金による債務保証制度の創設 (5年度)</p> <p>○ 「車両制限令」の改正(5.11.25公布・施行)(5年度緊急経済対策) 輸送における生産性の向上のため、車両総重量の最高限度の緩和、連結車の車種の追加、フルトレーラ車両の長さ制限の緩和を行った。</p> <p>○ 「道路運送車両の保安基準」の改正 (5.11.2公布・施行) (5年度緊急経済対策) 輸送の効率化等を図るため、車両総重量の最高限度の緩和、セミトレーラの長さの制限の緩和を行った。</p>